# 平成27年度

# 教育委員会定例会 (4月)



平成27年4月1日(水)

鹿屋市教育委員会

## 会議日程

日 時 平成27年4月1日(水) 午後4時 場 所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
  - (1) 議案第1号 鹿屋市教育長職務代理者の指名について

(P2)

(2) 議案第2号 人事異動 (鹿屋市職員) について

(P4)

- (4) 議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る 保護者負担に関する規則の制定について

(P13)

(5) 議案第5号 鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部改正について

(P15)

- 5 報告
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

### 議案第1号

鹿屋市教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づき、会議に付議する。

平成27年4月1日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

### (提案理由)

鹿屋市教育長の職務代理者を指名したいので、本案を提出するものである。

### 鹿屋市教育委員名簿

平成27年4月1日現在

氏名	任期
風呂井 敬	H18. 1. 1 ~H18. 2.15 H18. 2.16~H22. 2.15 H22. 2.16~H26. 2.15 H26. 2.16~H30. 2.15
志村 正子	H18. 2.16~H21. 2.15 H21. 2.16~H25. 2.15 H25. 2.16~H29. 2.15
松木 忠美	H20. 2.21~H24. 2.20 H24. 2.21~H28. 2.20
蓑田 繼男	H27. 2.16∼H31. 2.15

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育長)

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

### 議案第2号

人事異動(鹿屋市職員)について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成27年4月1日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

### (提案理由)

平成27年3月31日付け及び平成27年4月1日付けで職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

### 人 事 異 動 鹿屋市教育委員会 平成27年4月1日 ※○印は昇格者 課 長 級 氏 新 名 IΗ 生涯学習課長 榊 眞一 天城町立岡前小学校校長 市長事務部局へ出向 内村 純一 教育総務課長補佐 (総務部総務課参事兼行財政改革推進室長) 市長事務部局へ出向 川崎 重治 学校教育課参事兼吾平学校給食センター所長 (吾平総合支所市民生活課長) 課長補佐級 新 氏 有村 道尚 輝北総合支所地域政策課長補佐兼総務係長 教育総務課長補佐 学校教育課長補佐 假屋 博行 総務部税務課長補佐兼市民税係長 学校教育課主幹兼学校教育係長兼指導主事 菊谷 俊一 鹿屋市立西原台小学校教頭 学校教育課主幹兼輝北学校給食センター所長 上谷田 隆 輝北総合支所地域政策課主幹兼税務収納係長 学校教育課主幹兼串良学校給食センター所長 串良総合支所市民生活課主査 冨田 光一 $\bigcirc$ 学校教育課鹿屋看護専門学校事務長 西迫 博 議会事務局議事調査係長 併学校教育課主幹 吾平総合支所地域政策課主幹 山下 敏宏 兼吾平学校給食センター所長 併生涯学習課主幹 生涯学習課主幹兼文化財センター所長 神田 隆夫 生涯学習課主幹兼文化財センター次長 堂園 辰己 生涯学習課主幹兼文化財センター次長 串良総合支所産業建設課主幹兼産業振興係長 $\bigcirc$ 米重 順一 教育総務課管理係長 (輝北総合支所地域政策課長補佐兼総務係長) 市長事務部局へ出向 松田 幸三 学校教育課長補佐 (総務部税務課長補佐兼市民税係長) 学校教育課主幹兼学校給食係長兼南部学校給食 市長事務部局へ出向 田所 正文 (会計管理者出納室出納主幹) センター所長 学校教育課主幹兼学校給食係長兼南部学校給食 中窪 浩二 学校教育課主幹兼串良学校給食センター所長 学校教育課鹿屋看護専門学校教務主任 ○ 学校教育課鹿屋看護専門学校主幹兼教務主任 浜崎 昌子 $\bigcirc$ 学校教育課鹿屋看護専門学校主幹 脇田 昭信 学校教育課鹿屋看護専門学校主査

	<u>係 長 級</u>		
	新	氏 名	旧
	学校教育課指導主事	坂元 一善	宇検村立阿室中学校教諭
	学校教育課指導主事	上西 由美子	出水市立荘小学校教頭
	学校教育課指導主事	植元 裕次	伊佐市教育委員会学校教育課指導主事
	学校教育課吾平学校給食センター次長	柿内 美津子	吾平総合支所産業建設課主査
0	生涯学習課文化財センター主査	内久保 博樹	保健福祉部高齢福祉課主任主事
	市長事務部局へ出向 (輝北総合支所地域政策課税務収納係長)	鵜木 治彦	教育総務課主査
0	市長事務部局へ出向 (保健福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進室主査)	内鏡原 勇	教育総務課主任主事
	教育総務課管理係長	山口 昌弘	教育総務課調整係長
0	学校教育課主査	岩元 隆洋	学校教育課主任主事
0	生涯学習課主査	福留 明子	生涯学習課主任主事
0	生涯学習課中央公民館主査	松本 佳子	生涯学習課中央公民館主任主事
	主 任 主 事		
	新	氏 名	旧
	教育総務課主任主事	上田 ゆかり	市民生活部市民課主任主事
	教育総務課主任主事	伊地知 弘真	市長公室地域活力推進課主任主事
	学校教育課主任主事	西 聖子	教育総務課主任主事
	学校教育課鹿屋女子高等学校主任主事	山下 隆	総務部税務課主任主事
	併生涯学習課主任主事	小原 祐一	吾平総合支所地域政策課主任主事
	市長事務部局へ出向 (鹿児島県大隅地域振興局建設部へ派遣)	木山 直也	教育総務課主任技師
	市長事務部局へ出向 (総務部税務課主任主事)	菅原 麻子	生涯学習課主任主事
	市長事務部局へ出向 (市民生活部市民課主任主事)	池添 寿代	学校教育課鹿屋女子高等学校主任主事
	市長事務部局へ出向 (保健福祉部福祉政策課主任主事)	二間瀬 泰史	生涯学習課文化財センター主任主事
	市長事務部局へ出向 (農林商工部商工観光課主任主事)	吉原 寛子	学校教育課田崎中学校主任主事
	市長事務部局へ出向 (上下水道部下水道課主任主事)	久木田 郁香	学校教育課主任主事
	<u>主事</u>		
	新	氏 名	旧
	教育総務課技師	川野 有佳里	建設部建築住宅課技師
	教育総務課主事	三反園 直紀	市民生活部市民課主事
	併教育総務課主事 (総務部総務課主事)	中塩屋 智子	保健福祉部健康保険課主事
	市長事務部局へ出向 (総務部情報行政課主事)	福元 知菜	教育総務課主事

新	氏	名	旧
教育総務課主事	今熊	理恵	新規採用職員
学校教育課鹿屋看護専門学校専任教員	坪内	慶子	新規採用職員
生涯学習課主事補	小濵	格	新規採用職員
<u>再任用職員</u>			
新	氏	名	旧
学校教育課鹿屋女子高等学校主査 (再任用)	濵田	恵子	学校教育課鹿屋女子高等学校次長
Λ.	、事	異動	
<u></u>	7	夹 郏	<u></u>
退 職 者			十成21十 0 7]
新	氏	名	旧
市長事務部局へ出向(退職)	山口	俊博	生涯学習課参事兼文化財センター所長
市長事務部局へ出向(退職)	濵田	恵子	学校教育課鹿屋女子高等学校次長
市長事務部局へ出向(退職)	樋渡	憲一郎	学校教育課鹿屋看護専門学校事務長
市長事務部局へ出向(退職)	前田	昭一	学校教育課輝北学校給食センター所長
退 職	宿利	朱美	学校教育課鹿屋看護専門学校主査
転 出 者			
新	氏	名	旧
転 出 (鹿児島市立宮川小学校校長)	磯長	敬	生涯学習課長
転 出 (鹿児島県総合教育センター研究主事)	宮脇	一郎	学校教育課主幹兼学校教育係長兼指導主事
転 出 (鹿児島県総合教育センター教育相談課教育相談係長)	日髙	京美	学校教育課指導主事
転 出(独立行政法人教員研修センター主任指導主事)	堀田	竜次	学校教育課指導主事

### 議案第3号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成27年4月1日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

### (提案理由)

平成27年3月25日付けで鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正を 教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第 2号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項	「の表中	管理係 調整係	を	管理係
	に改める	0		

第28条管理係の項及び調整係の項を次のように改める。

### 管理係

- (1) 教育委員会の所掌事務の総合調整及び進行管理に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 教育行政の施策の総括に関すること。
- (5) 職員及び学校職員(市立高等学校教職員を除く。)の任免、給与その他人事に関すること。
- (6) 職員及び学校職員(市立高等学校教職員を除く。)の所属する団体に関すること。
- (7) 学校職員への服務等の研修に関すること。
- (8) 公印の保管及び取扱いに関すること。
- (9) 教育委員会の文書事務の総括に関すること。
- (10) 教育財産の管理の総括に関すること。
- (11) 陳情及び請願の処理の総括に関すること。
- (12) 教育委員会の所掌事務に係る予算の見積書及び経理に関すること。
- (13) 広報活動に関すること。
- (14) 教育行政の相談に関すること。
- (15) 教育行財政の調査に関すること。
- (16) 課内の庶務に関すること。

第28条教育改革係の項に次の1号を加える。

(2) 教育施設等の在り方、整備等の総合調整に関すること。 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

# 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正新旧対照表

	故正後	後	故正前	前
	○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則	関する規則	○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則	2関する規則
	平成18年1月1日	平成18年1月1日教育委員会規則第2号	平成18年1月1	平成18年1月1日教育委員会規則第2号
	(事務局の組織)		(事務局の組織)	
無	第25条 事務局に、次の表の左欄に掲げ	事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げ 第25条		事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げ
	る係を置く。		る係を置く。	
	左欄	右欄	左欄	右欄
	教育総務課	管理係	教育総務課	管理係
				調整係
		教育改革係		教育改革係
		施設係		施設係
	学校教育課	学務係	学校教育課	学務係
		学校教育係		学校教育係
		教職員係		教職員係
		学校給食係		学校給食係
	生涯学習課	文化振興係	生涯学習課	文化振興係
		社会教育係		社会教育係
		文化財センター		文化財センター
27	前項に定めるもののほか、別に定め	別に定めるところにより、特定事項を処理さ	2 前項に定めるもののほか、	別に定めるところにより、特定事項を処理さ
	せるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く	を生涯学習課内に置く。	せるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。	-を生涯学習課内に置く。

(教育総務課の分掌事務)	(教育総務課の分掌事務)
第28条 教育総務課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。	第28条 教育総務課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。
<u>管理係</u>	<u> </u>
(1) 教育委員会の所掌事務の総合調整及び進行管理に関すること。	(1) 公印の保管及び取扱いに関すること。
(2) 教育委員会の会議に関すること。	(2) 教育財産の管理の総括に関すること。
(3) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。	(3) 課内の庶務に関すること。
(4) 教育行政の施策の総括に関すること。	調整係
(5) 職員及び学校職員(市立高等学校教職員を除く。)の任免、給与そ	(1) 教育委員会の所掌事務の総合調整及び進行管理に関すること。
の他人事に関すること。	
(6) 職員及び学校職員(市立高等学校教職員を除く。)の所属する団体	(2) 教育委員会内の連絡調整に関すること。
に関すること。	
(7) 学校職員への服務等の研修に関すること。	(3) 教育委員会の会議に関すること。
(8) 公印の保管及び取扱いに関すること。	(4) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
(9) 教育委員会の文書事務の総括に関すること。	(5) 教育行政の施策の総括に関すること。
(10) 教育財産の管理の総括に関すること。	(6) 陳情及び請願の処理の総括に関すること。
(11) 陳情及び請願の処理の総括に関すること。	(7) 職員及び学校職員(市立高等学校教職員を除く。)の任免、給与そ
	の他人事に関すること。
(12) 教育委員会の所掌事務に係る予算の見積書及び経理に関すること。	(8) 職員及び学校職員(市立高等学校教職員を除く。)の所属する団体
	に関すること。
(13) 広報活動に関すること。	(9) 学校職員への服務等の研修に関すること。
(14) 教育行政の相談に関すること。	(10) 教育委員会文書事務の総括に関すること。
(15) 教育行財政の調査に関すること。	(11) 教育委員会の所掌事務に係る予算の見積書及び経理に関すること。
_	

(16) 課内の庶務に関すること。	
	(13) 教育行政の相談に関すること。
	(14) 教育行財政の調査に関すること。
	(15) 教育委員会の所掌事務に係る総合支所との総合調整に関すること。
	(16) 他課の所管に属しないこと。
教育改革係	教育改革係
(1) 学校規模適正化 (学校再編) に関すること。	(1) 学校規模適正化 (学校再編) に関すること。
(2) 教育施設等の在り方、整備等の総合調整に関すること。	
施設係	施設係
(1) 学校の施設・設備の整備及び営繕に関すること。	(1) 学校の施設・設備の整備及び営繕に関すること。
(2) 教職員住宅の管理並びに取得及び処分に関すること。	(2) 教職員住宅の管理並びに取得及び処分に関すること。
(3) 学校施設の耐震化に関すること。	(3) 学校施設の耐震化に関すること。

### 議案第4号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担 に関する規則の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成27年4月1日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

### (提案理由)

平成27年3月25日付けで独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定に基づき、災害共済給付契約に係る共済掛金の額のうち、市立学校に在学する児童又は生徒の保護者から徴収する額について必要な事項を定めたので、報告し承認を求める。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担 に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第 162号。以下「法」という。)第17条第4項の規定に基づき、災害共済給付契約に 係る共済掛金の額のうち、鹿屋市立学校に在学する児童又は生徒の保護者(法第 15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。)から徴収する額(以下「保護者負担額」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(保護者負担額)

- 第2条 保護者負担額は、児童又は生徒1人につき、1年度当たり、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 鹿屋市立小学校及び中学校の児童又は生徒 460円
  - (2) 鹿屋市立鹿屋女子高等学校の生徒 1,510円

(保護者負担額の免除)

- 第3条 前条第1号に規定する児童又は生徒の保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する保護者負担額の全部を免除することができる。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者
  - (2) 教育委員会が前号に規定する者に準ずる程度に困窮していると認める者 (その他)
- 第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### 議案第5号

鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第 2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成27年4月1日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

### (提案理由)

鹿屋市学校運営協議会委員の構成を変更したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

鹿屋市学校運営協議会規則(平成26年鹿屋市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「10人」を「15人」に改める。

附則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

# 鹿屋市学校評議員設置の一部改正新旧対照表

故正後	改正前
〇 鹿屋市学校運営協議会設置規則	<ul><li>○ 鹿屋市学校運営協議会設置規則</li></ul>
平成26年3月5日教育委員会規則第1号	平成26年3月5日教育委員会規則第1号
(組織)	(組織)
第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。	第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。
2 委員は、次に揚げる者で校長が推薦するもののうちから教	2 委員は、次に揚げる者で校長が推薦するもののうちから教
育委員会が委嘱又は任命する。	育委員会が委嘱又は任命する。
(1) 指定学校の児童又は生徒の保護者	(1) 指定学校の児童又は生徒の保護者
(2) 指定学校の所在する地域の住民	(2) 指定学校の所在する地域の住民
(3) 指定学校の教職員	(3) 指定学校の教職員
(4) 学識経験者	(4) 学識経験者
(5) 関係行政機関の職員	(5) 関係行政機関の職員
(6) その他教育委員会が必要と認める者	(6) その他教育委員会が必要と認める者
3 校長は、前項の規定により推薦するときは、鹿屋市学校運	3 校長は、前項の規定により推薦するときは、鹿屋市学校運
営協議会委員推薦書(別記第3号様式)により行わなければ	営協議会委員推薦書(別記第3号様式)により行わなければ
ならない。	ならない。